

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則第24項および附則第25項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。